

事業所名	訪問看護ステーションはなはな		
事業の種類	訪問看護事業	介護保険事業番号 1760390789	
事業所の所在地	石川県小松市土居原町 291 番地 1		
事業所連絡先	電話	0761-48-8666	管理者 坂本 祐子
事業所の区分	訪問看護ステーション		
運営方針	ステーションは、利用者に対し訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを実施することにより、居宅における療養生活を支援し、その心身の機能の維持及び回復を図ることを目的とする		
サービス内容	主治医の指示に基づいて、看護師が ①健康相談 ②日常生活の看護 ③在宅リハビリテーション看護 ④医療処置 ⑤介護相談と指導 ⑥医療及び福祉の利用相談 ⑦認知症の看護 ⑧難病及びターミナルケア 等を行います		
営業日、営業時間	営業日：月曜日から土曜日 (ただし、国民の祝日・年末年始 12/30~1/3 は除く)		
	営業時間：午前9時から午後5時まで (ただし、土曜日は12時まで)		
通常の事業の実施地域	小松市・加賀市・能美市		
従業員の種類、員数	管理者1名 看護師2名以上 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士1名以上		
緊急時の対応方法	訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医と連絡をとるなど、必要な措置を講じます		
苦情相談窓口	担当者： 坂本 祐子 連絡先：0761-48-8666		
利用料 (サービス費用の1割)	介護保険	(1) 30分未満の場合 471単位 (2) 30分以上1時間未満の場合 823単位 (3) 1時間以上1時間30分未満の場合 1128単位 *准看護師については所定額の90/100 その他、早朝・夜間・深夜加算、緊急時訪問看護加算、サービス提供体制加算、特別管理加算を徴収するなどして利用料が異なる場合があります。	
	医療保険	訪問看護基本療養費 看護師 週3日まで (1日につき) 5,550円 週4日まで (1日につき) 6,550円 月の初日 7,710円 2日目以降12日まで 3,010円 その他、24時間連絡体制加算、重症者管理加算、地域連携退院時共同指導加算など徴収して利用料が異なる場合があります。	
その他の費用	交通費：なし		
サービス利用に当たっての留意事項	事故発生時の損害賠償等については、訪問看護事業者総合保障制度に加入しています。		

令和8年6月1日 改定
訪問看護ステーション はなはな